

医療福祉費支給制度 マル福について

医療福祉費支給制度(マル福)を「ご存じですか?」

町では、医療福祉費支給制度(マル福)に該当する方へ、医療保険が適用となる入院や外来、調剤にかかる医療費を助成しています。
下記のいずれかに該当となる方には、「医療福祉費受給者証」を交付していますので、まだ申請をしていない方は、お早めに保険年金課窓口にお越しください。

▼申請に必要な書類(各区分共通)

- ①対象者の健康保険証
- ②本人または保護者名義の預金通帳またはキャッシュカード
- ③マイナンバーがわかるもの
- ①～③(各区分共通)のほかに、対象区分によって必要となる書類が異なりますので、詳細はお問合せください。
- 妊産婦の方：母子健康手帳
- 重度心身障がい者の方：身体障害者手帳など、障がいの程度を証明する書類
- ひとり親家庭の方：戸籍関係書類

▼問い合わせ先

保険年金課 医療年金係
☎68・2211(内線177)

軽自動車税(種別割)の減免申請受け付けのお知らせ

身体障がい者などが所有もしくは使用する軽自動車などについて、軽自動車税(種別割)の減免制度があります。(自動車税の減免を受けている方は、軽自動車税の減免を受けることはできません)



▼手続きに必要なもの

- 身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳または精神障害者保健福祉手帳
 - 運転免許証(対象車両を運転する方のもの)
 - 車検があるものは自動車検査証(軽二輪については軽自動車届出済証)
 - 軽自動車税(種別割)納税通知書
- ※納めないでください。

▼申請受付期間

5月中旬に町が発行する軽自動車税(種別割)納税通知書を受け取られてから、納期限5月31日(水)までになります。納期限を過ぎてからの申請は受けられませんのでご注意ください。

問い合わせ・申し込み

税務課 町民税係
☎68・2211(内線203・204)

制度区分	対象者の区分	所得制限	対象となる方と対象期間
県の制度	妊産婦	あり	母子健康手帳の交付日が属する月の初日から、出産日の属する月の翌月の末日まで
	小児		出生の日から高校生年齢相当の学年末まで ※中学生・高校生年齢相当の方は、県の制度は入院のみ助成
	ひとり親家庭(母子・父子)		離婚、死別などにより配偶者のいない方で、18歳未満のお子さんを養育している方とそのお子さんを対象に、お子さんが18歳になる学年末まで(子が重度障害に該当する場合や、高校在学中の場合は20歳まで)助成しています。
	重度心身障がい者		①身体障がい者手帳1級・2級の方または内部障害を理由とする3級に該当される方 ②療育手帳の判定がAまたはAに該当される方 ③障害年金1級を受け取っている方 ④精神障がい者保健福祉手帳1級に該当される方 など ※65歳以上の方は「後期高齢者医療保険被保険者」に限り対象となります。
町の制度	特例小児	なし	①出生の日から高校生年齢相当の学年末までの年齢の方で、県の所得制限を超えて非該当になっている方 ②中学生、高校生年齢相当の方の外来診療費

▶対象および範囲

区分	軽自動車等の所有者	軽自動車等の運転者
身体障害者	18歳以上	本人
	18歳未満	生計を一にする方または常時介護する方
戦傷病者	本人	本人
知的障害者	本人または生計を一にする方	生計を一にする方または常時介護する方
精神障害者		

- 対象車両は全て身体障がい者などの通学、通院、通所もしくは仕事のために使用するものに限りです。
- 障がい者を常時介護する方が軽自動車などを運転する場合は、障がい者本人が所有する場に限りです。
- 自動車検査証または軽自動車届出済証に事業用と記載されているものは、減免を受けることができません。
- 障がい者の方の利用のために改造された軽自動車などは、利用する方の障がいの程度によらず減免の対象となります。
- ※自動車税・環境性能割の減免については、土浦県税事務所稲敷支所 ☎029・892・6111へお問い合わせください。

障害の区分	身体障害者手帳	戦傷病者手帳
視覚障害	1級～4級の各級	特別項症から第4項症までの各級
聴覚障害	2級および3級	
平衡機能障害	3級	特別項症から第2項症までの各級(喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害がある場合に限る。)
音声機能障害	3級(喉頭摘出による音声機能、言語機能またはそしゃく機能の障害がある場合に限る。)	
上肢不自由	1級および2級	特別項症から第3項症までの各級
下肢不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
体幹不自由	障がいのある方が運転する場合	特別項症から第6項症までの各級および第1款症から第3款症までの各級
	生計を一にする方または常時介護する方が運転する場合	1級～3級の各級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級および2級
	移動機能	1級～6級の各級
心臓機能障害	1級および3級	特別項症から第3項症までの各級
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
免疫機能障害	1級～3級の各級	
肝臓機能障害		
療育手帳	[A] または [A]	
精神障害者保健福祉手帳	1級で次のいずれかに該当する方 ・自立支援医療受給者証(精神通院)をお持ちの方 ・医療福祉費受給者証(マル福)をお持ちの方 ・障害の治療のため通院されている方	

町内に空き家をお持ちの方へ



空き家バンクに登録しませんか?

▼空き家バンクとは?

空き家の売却・賃貸を希望する所有者から登録していただいた物件情報を、町公式ホームページなどで公開し、移住・定住を目的に空き家の利用を希望する方に情報提供する制度です。
※利根町空き家バンク制度も実施しています。

空き家バンク登録制度について

町では、移住・定住促進による地域活性化を図るために、空き家バンク制度を実施し、「空き家を貸したい」、「売りたい」という方の物件登録申し込みを募集しています。
町内に空き家を所有されている方は、空き家バンクへの登録をお願いします。

▼問い合わせ先

生活環境課 環境衛生係
☎68・2211(内線232)
Email: eisei@town.tone.lg.jp



また、空き家バンクを利用された方に対し、助成金などの交付を行います。(転入だけでなく、町内転居の場合もご利用いただけます)

●空き家リフォーム工事助成金

空き家のリフォーム工事の費用の一部を助成します。

▼助成額

リフォーム工事費用の総額の2分の1(上限30万円)

●空き家子育て活用促進奨励金

中学生以下のお子さまと同居する方に子育て奨励金を交付します。

▼助成額

20万円

各種助成制度には、その他所定の要件があります。

※空き家バンクおよび助成制度の詳細につきましては、町公式ホームページまたはお問い合わせにてご確認ください。